会議録

	= 11072
会議の名称	第13回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成21年2月23日(月曜日)13時00分から16時00分まで
開催場所	503会議室
出席者	(出席委員)野村委員長、猪原副委員長、安部委員、嶋田委員、古川委員、石田委員、小林委員 (欠席委員)梅村委員、神山委員、木曽委員 (関係部署)保育課長、児童青少年課長、教育企画課長、教育指導課長 (事務局)二谷子育て支援部長、西東京市子育て支援課(森下課長、鈴木主幹、萩原課長補佐、倉本主査、矢部主事)
議題	(1)西東京市子どもの権利に関する条例案骨子について(2)意識アンケート調査の分析について(3)施設ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について(4)子どもの権利ニュースについて
会議資料の 名 称	1 西東京市子どもの権利条例の考え方と骨子(案) 2 第12回子どもの権利に関する条例策定委員会会議録案抜粋 3 施設ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について 4 子どもの権利ニュース(案) 1 5 子どもの権利ニュース(案) 2
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

会議内容

発言者名

発言内容

森下子育て支援課長

第13回子どもの権利に関する条例策定委員会を開催します。まず、本日の配布資料を 事務局から確認させていただく。

事務局

・配布資料確認

野村委員長

ただいまより、第13回子どもの権利に関する条例策定委員会を始める。

まず、条例骨子について。

前回の策定委員会で皆さんから出されたものを参照しながら、「西東京市子どもの権利条例の考え方と骨子(案)」をまとめさせていただいた。今後、子どもや市民の参加で条例をつくっていくので、現段階での詳細な内容は避け、委員の皆さんが共通に考えているもの、重要だと思われるものを骨子としてまとめた。

あわせて、子どもとは何か、子どもの権利とは何かについて書き下した。

構成は、1つ目が「子どもとは何だろう」2つ目が「子どもの権利とは何だろう」3つ目が骨子となっている。

1つ目と2つ目を書くにあたっては、国連の子どもの権利条約のなかの4つの原則(差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、意見表明権)を盛り込むことと、できる限り皆で理解できる文書を心がけた。この案について、御検討いただき、今後の指針や骨子にできればと考えている。御意見をいただきたい。

古川委員

まさにこのとおりであると思う。特に子どもを主体として、というところをきちんと述べているところがいいと思う。

野村委員長

離婚の事件を扱うとき、親権の争いになると、子どものためにというところから離れて大人の都合になってしまうことがあると感じている。大人はいつも子どものためにと思っているが、時として子どもの考えや子どものためにというところから離れてしまう場合があることに気が付くにはどうしたらいいか、という問題提起をさせていただいた。

嶋田委員

「子どもとはなんだろう」の部分9行目の「多くの事件で」というところに「事故」を 追加してはどうか。

猪原副委員長

「義務」という言葉が二箇所ほど出てくるが、「義務」は限定的な感がある。場合に よっては、もう少し広い意味を持った「責任」という言葉を使ってはどうか。

野村委員長

ここは、色々な議論を意識している。子どもには権利がある反面、義務もある、ということに対して、子どもの権利に対応しているのは大人の義務だ、ということを示している。「義務や責任を負っています」としてはどうか。

猪原副委員長

もう一点、「子どもとはなんだろう」3行目の「サポート」ということばと、「西東京市の子どもの権利条例」7行目に出てくる、参加の「支援」ということばの使い分けについて気になった。

野村委員長

「参加の支援」は前回の策定委員会で出された意見だ。制度として使う「支援」と、一般的な意味で使われている「サポート」ということで、このままの表現でどうだろうか。

嶋田委員

「大人が実際に子どものためにしてあげていることは」のところは、「していること」ではどうか。

猪原副委員長

「してあげている」には本来やる必要のないことを恩恵的にしているという感じが若 干ある。

野村委員長

大人の気持ちとしてはどんな感じか、というところから出発した。

実際の大人の意識はどこにあるのかと考えたときに、「してやっているんだ」という よりは「子どもにしてあげている」というほうが一般的なように感じられる。そこから 出発して、それは子どものためにならないこともあるのですよ、という意味だ。 いろいろな考えをもった人にこの議論に関わってもらえるような表現を心がけた。 古川委員

子どもに接するとき、「~してあげようか?」と優しい親切心で接することはよくあるが、その時、優しい親切心を少し止まって考えなくてはならないこともある、と言うことだと思う。

猪原副委員長

「あげている」が入ることで愛情をもってしているという雰囲気は伝わる。この表現が実際に近いのだろう。義務としてやるべきことをやっているだけではなく、それ以上のプラスアルファがある。それがまさに愛情であるということだと思う。

嶋田委員

「子どもの権利とは何だろう」10行目「大人の事情」のところに「大人の考え方」を入れていただきたい。

野村委員長

「大人の事情や考え方」でどうだろうか。

石田委員

2ページ24行目「子どもにやさしいまちづくり」の前に「すべての」を入れていただきたい。「やさしいまちづくり」が聞きなれた表現になっているので、特徴を持って伝えるために「すべての」を入れたい。「子ども」というと幼児や小学生くらいまでをイメージしがちである。

猪原委員

おっしゃることはよく分かるが、「子ども」といえばすべての子どもである。

野村委員長

「すべての子ども」というと、抽象的になってしまう。例えば、特定のニーズを持った子どものために何かをするという場合に「すべての子ども」はそぐわない。

嶋田委員

18歳を過ぎた子どもの扱いはどうなるのか?

野村委員長

18歳を過ぎたから突然大人になるわけではない。人によって色々な成長のしかたがある。社会的な意味の大人にうまく合流していくにはどうしたらいいかを考えると、18歳を標準的な子どもと大人の境目にしたうえで、施策としては連続できるといいのではないか。

猪原副委員長

それは、子どもの定義のところで解決できるのではないか。

野村委員長

20歳が未成年と成年との境だが、それを子どもの権利のなかで考えるかどうかということはひとつあるだろう。

森下子育て支援課長

条例上は条約の定義と同じ18歳までにして、子育て支援計画で20歳前半までを対象と 位置づけておくこともできると思う。

嶋田委員

条例上で多くの子どもを救済するためには、きちんと定義をしておいたほうがよい。 子どもの権利条約は、発展途上国にのみあてはまる部分があると思うので、西東京市固 有のものがあってよいと思う。

野村委員長

子どもの権利条約は、発展途上国のためというわけではない。提案されてきたのは発展途上国中心ではないし、国連の子どもの権利委員会による審査も発展途上国のみではない。条約をもとに、先進国固有の問題が審査されている現状がある。このようなことから、すべての子どもを対象にした条約だと思う。

嶋田委員

18歳以上のあいまいな部分を救いたいというのが私の考えだ。

野村委員長

それは、子どもの問題として考えるべきなのか、それ以降に続く大人社会の仕組みで考えるべきなのか選択の問題だろう。大人のほうでそのことが考えられていないことは、それ以降の年齢の大人にとっても大きな問題だと思う。

嶋田委員

青少年問題協議会では、18歳以上20歳前後の人の取り扱いを平成15年から提言しているが、きちんとした定めがないのが実情だ。

野村委員長

先ほどの猪原副委員長からの御意見のように、子ども定義のところで解決できるだろう。

子どもの施策で重要なのは、子どもから大人の施策に連続するようなものが必要ということだ。成長とそこから先への視点が子ども施策のなかに必要であろう。

猪原副委員長

子どもの権利条例は、子どもの権利条約の考え方を継承していくが、条約の18歳という定義を厳守すべきかというとそうではないと思う。この条約の適用上は18歳とするとはっきり書いてあって、19歳にしてはいけない等は書いていない。18歳の誕生日を過ぎて高校生である人を子どもの権利条例の対象にしても条約と何ら矛盾しないし、むしろ保護が手厚くなるだけであって問題はない。定義のところで膨らませることで解決できる。

安部委員

年齢のことは、今後議論が具体化したときに検討できる場があるといいと思う。

野村委員長

例えば、高校で何か問題が起こったときに、18歳を越えているかどうかでこの条例の利用の差が出てくると、同じ場で問題になっていながら不合理であり、なんとかしなくてはいけない。そこは、先ほどの猪原副委員長が言われた「定義と例外」の規定のところで解決できるだろう。具体的な仕組みづくりのところ、特に子ども参加のところで検討したい。

小林委員

この骨子(案)は、完成後は市民に広報するのか?

人によっては、子どもは未完成な人格であり、放っておけば本能や欲望で行動するから権利だけでなく責任や義務を教えるべきで、社会のために強くたくましく育てるという理想像を持つ人もいると思う。広報した場合、そういう考えの人達に届くようにするにはどうしたらいいのだろうか。

野村委員長

それについては、「それが最終的に子どもの考えと異なった対応をしなければならな

い場合でも」という部分に入れた。そのことは決して否定はしないし、そういうことも あるだろう、ということだ。ただ、いつもそういうことにはならないのではないかとい うことだ。

ここを出発点として確認することで噛み合った議論になると思い、この表現にとどめた。

小林委員

この文書に「子どもの最善の利益」などのキーワードを入れるのはどうか。

猪原副委員長

権利条約のキーワードは、この骨子の段階では入れないほうが柔らかくて、かえっていいのではないか。

安部委員

この案は、子どもの権利条約についてほとんど言及していない点が良いと思う。言及はしていないが、子どもは権利の主体であり、同時に支援が必要な存在だ、という子ども感をきちんと定義しており、その子ども感を共有しようという目的で書かれている。これを理解していただければ、これは子どもの権利条約そのものであるが、条約があるから条例をつくるというのではなく、目の前の子どもたちがいて、私たちは子ども達をこういう風に考えるからこの条例が必要だということであり、ストレートで効果があると思う。

猪原副委員長

それは、条約の言葉ではなく考え方や理念を継承しているということだ。

嶋田委員

子どもには力がある、という趣旨がいいと思う。子どもには潜在的な力があり、わがままだけでなく自分で育っていくということが書いてある。

鈴木子育て支援部主幹

重要な考え方がよく表現されていると思った。「子どもとはなんだろう」の章の最後の2行「子どもの周りの関係を整え、うまく子どもに関われない人を援助することも、子どもにとっては重要なことです。」の部分はとても大事だと思う。これが条例のなかで救済の仕組みを考えていくときに大変重要だと感じた。

また、「子どもの権利とはなんだろう」の章の最後の4行も大変重要な考え方が示されていると思う。特に、条例をきっかけに、子どもの目線に立ったり、子どもの思いや考え、意見を大人たちが考えることができるようになることによって、子どもの意見だけを通すということではないのだ、子どもの目線でもう一度考えたときに、それが本当の意味で子どものためになり、子どもの権利を保障したことになるのだ、という考え方が大変重要だと思った。

野村委員長

「子どもとはなんだろう」の章では、救済のこととあわせて、「子育て支援」も重要な要素だということを念頭に置いている。

猪原副委員長

この中の「援助」と「支援」「サポート」という言葉を整理してはどうか。

野村委員長

「子どもとはなんだろう」の章の最後の行に出てくる「援助」は、「支援」に置き換えたい。

次の議題に移る。

安部委員

・資料「施設ヒアリング報告と今後の子どもヒアリング実施について」説明

このヒアリングをして、子ども側からだけ聞いていても見えない部分があるため、職員へのヒアリングも実施が必要かと思う。

今後の予定について。子ども日本語教室に通う日本語を母語としない子どもたちを対象に行う。また、大学生を対象に、子どもヒアリングサポーター養成を行う。

嶋田委員

今日、小学校へ行ったら「大人へはヒアリングをしないのか」という意見があった。

野村委員長

今は子どもの現状を知るという意味で子どもからヒアリングしている。大人は「市民 参加」の仕掛けが必要だろう。

野村委員長

次の議題にうつる。「子どものけんりニュース」について。

石田委員

小学生が読んでわかる文書にした。「子どもの権利」ということをどう言ったらわかってもらえるか考えた。

小林委員

策定委員会ニュースの第2号の案として考えた。子どもの権利に関する意識アンケート 調査報告書から、掲載したいことをとりあげた。

野村委員長

ニュースで伝えたいことは、今後のスケジュール、委員会の様子、委員会でやったことである。創刊号では、委員会の自己紹介とアンケートでの子どもの現状の速報を載せたらどうか。

持ってきていただいた案をベースに検討していただきたい。

小林委員

子どもや大人に意見を寄せてもらう受け入れ窓口はあるのか。

事務局

事務局が窓口である。

嶋田委員

メールなどでも意見を受け付けるのか。

重終层

創刊号にて、4月に開設するホームページを案内し、意見などもメールで受付可能である。

以上にて終了